

産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会  
容器包装リサイクルワーキンググループ（第2回）

議事録

■ 開催概要

- 日時：令和6年9月26日（木曜日）14時30分～15時10分
- 場所：オンライン開催

■ 議題

容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

■ 議事録

○田中課長 それでは定刻になりましたので、只今より第2回産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループを開催いたします。司会を務めさせていただきます、経済産業省 資源循環経済課 課長の田中でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

委員の先生方におかれましてはご多忙のところ、本日まで出席を賜りまして誠にありがとうございます。御礼申し上げます。本ワーキンググループ（以下、本WG）はオンライン形式での開催となっており、本日の審議はYouTubeにて会議の映像をライブ配信しております。オンライン形式での開催にあたり、通信環境の負荷低減のため、ご発言の際を除き、カメラをオフ、マイクをミュートに設定していただきますようお願いいたします。

委員の皆様は全体で24名いらっしゃいますが、そのうち現時点で18名の皆様にご参加をいただいております。ご欠席のご連絡を3名、遅参のご連絡を3名の方からいただいておりますが、現時点において定足数に達していることをご報告いたします。

本WGの開催に先立ちまして、今回の審議より、従前のWGから人事異動等で新たに6名の委員の皆様にご就任をいただいております。一言ずつ簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。それではまず稲林委員、よろしくお願いたします。

○稲林委員 アルミ缶リサイクル協会より稲林です。よろしくお願いたします。

○田中課長 ありがとうございます。それでは野中委員、お願いたします。

○野中委員 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会の野中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○田中課長 ありがとうございます。続きまして根村委員、よろしくお願いたします。

○根村委員 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の根村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○田中課長 ありがとうございます。続きまして増田委員、よろしくお願いたします。

○増田委員 専修大学商学部の増田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中課長 ありがとうございます。池田委員、よろしくお願ひいたします。

○池田委員 一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部で本部長を務めております、池田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中課長 ありがとうございます。田辺委員、よろしくお願ひいたします。

○田辺委員 主婦連合会の田辺です。よろしくお願ひいたします。

○田中課長 ありがとうございます。

それでは議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては斉藤座長にお願ひしたいと思います。斉藤座長、よろしくお願ひいたします。

○斉藤座長 杏林大学の斉藤でございます。昨年度に引き続きまして、本WGの座長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めたいと思いますのでどうぞご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは議事を次第に沿って進めさせていただきたいと思います。議題は「容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について」になります。まず資料の説明について岡田課長補佐からお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○岡田課長補佐 経済産業省 資源循環経済課の岡田と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは資料2に基づきまして、再商品化義務量算定に係る量、比率等についてご説明させていただきます。容器包装リサイクル法（以下、容リ法）第11条から第13条までの規定に基づいて、特定事業者には毎年度自らが利用、製造した容器包装の量に応じた義務量の再商品化が義務付けられているところでございます。

義務量算定にあたって必要となる量、比率等については、1ページ（資料2）の枠の中にAからGとして表記されており、主務大臣が定めることとされております。これらの数字は、農林水産省と経済産業省が実施する容器包装利用・製造等実態調査、環境省が実施する容器包装廃棄物分類調査の結果を用いて算定しています。農林水産省と経済産業省が実施しております容器包装利用・製造等実態調査では、容器包装を利用、製造している可能性がある業種として製造業、卸売業、小売業、外食業、農業、漁業を選定し、その業種の中から規模別で事業者を無作為に抽出してアンケート調査を行っています。今年度は未達分を除き、およそ35,000社を対象にアンケートを送付いたしまして、約17,000社から回収した結果を用いています。回収率は約47%となっております。また環境省が実施しております容器包装廃棄物分類調査については、国内の中核市3市と一般市5市の全8都市を調査対象とし、廃棄物の組成割合を分析しています。廃棄物の種類ラベルなどから判断される用途、業種、商品の種類を基に排出量を推定しています。

続きまして2ページ目(資料2)に、再商品化義務量の算定方法の概略を示しています。本日はご審議いただく量、比率は、同ページでピンク色の丸を付加した7つの項目で、個々の特定事業者の業種毎の再商品化義務量を算定するために必要となります。具体的には、特定事業者責任比率、再商品化義務総量、特定容器比率、業種別比率、業種別特定容器利用事業者比率、事業系比率そして業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量です。業種区分毎の再商品化義務量の算定プロセスは、薄い水色の塗りつぶしをかけている箇所です。再商品化義務の対象となっているガラスびんについては無色、茶色、その他の色というように色別で3種類に分けられますが、それにペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を加えた6品目毎に環境大臣が定める特定分別基準適合物の分別収集見込総量から市町村独自処理予定量を控除した値に、特定事業者が再商品化義務を負う量の比率である特定事業者責任比率(A)を掛け合わせた値と、主務大臣が定める再商品化見込量に特定事業者責任比率(A)を掛け合わせた値を比較しまして、いずれか少ない量を再商品化義務総量(B)といたします。

この容器包装毎に再商品化義務総量(B)を算出したものに、下に示しております素材毎に排出見込量をベースに容器が占める割合を示す特定容器比率(C)、容器毎の排出量に占める業種別比率(D)、特定容器毎に各業種における容器を利用する事業者の比率である業種別特定容器利用事業者比率(E)を乗じることで、業種区分毎の再商品化義務量を算定するという流れになっております。この業種区分毎の再商品化義務量に個社毎の排出見込量(II)を当該業界全体の排出見込量で除したシェア(II/III)を乗じまして個社毎の再商品化義務量が算出されていくという仕組みになっております。

続きまして3ページ(資料2)では、個別の比率をご確認いただきたいと思っております。容り法では、小規模事業者、具体的には製造業であれば売上高2億4,000万円以下であって、従業員20名以下の事業者、サービス業であれば売上高7,000万円以下であって、従業員5名以下の事業者を指しますが、小規模事業者に対しては再商品化義務を課しておりません。しかし、市町村が分別収集する廃棄物については、この小規模事業者が利用、製造、輸入した容器包装も含まれるということになっておりまして、そこで容器包装廃棄物総量のうち、特定事業者が再商品化すべき負担割合を特定事業者責任比率として算出しています。この比率の算出には容器包装利用、製造等実態調査をもとにしまして、特定事業者が製造、利用または輸入したもののうち、消費者から排出されると見込まれる量と、小規模事業者由来の排出見込量の合算値に占める特定事業者由来の容器包装廃棄物の割合を算出しております。環境省が実施する廃棄物分類調査についても同様に、特定事業者由来の容器包装廃棄物の排出見込量の割合を算出しています。これらの算出結果を容器包装の種類毎、業種毎に平均をとりまして、さらに昨年度の調査における値と2年平均をとった値を特定事業者責任比率としています。特定事業者責任比率については表1-1の通りになっておりまして、昨年度からの変動としましては無色のガラスびんの特定事業者責任比率が1ポイント減の94%となっております。

続きまして4ページ(資料2)で、特定容器包装の品目毎の再商品化義務総量の説明をさせていただきますと思います。表1-2の一番右側の欄に、特定容器包装毎の再商品化義務総量を表しております。表中(ア①)は分別収集見込総量を示します。この数値は市町村が策定している分別収集計画に記載されている特定分別基準適合物毎の分別収集見込量を合算した数値となっております。この分別収集計画というものは、容り法第8条の規定に基づきまして各市町村において3年毎に、5年を1期とする計画を策定するとされております。今

回お示ししている量については令和5年を始期とする5年間の計画のうち、令和7年度の値を記載させていただいているところがございます。また、分別収集見込総量から差し引くこととしている市町村独自処理予定量についても、分別収集計画に記載されている数値のうち、令和7年度の値を記載させていただいています。同表の(イ)再商品化見込量については、容リ法第7条の規定に基づいて主務大臣が3年毎に5年を1期とする再商品化計画を策定することになっておりまして、こちらも令和5年を始期とする5年間の計画のうち、令和7年度の値を記載させていただいています。分別収集見込総量(ア①)から市町村独自処理予定量を控除した量を、(ア②)として記載させていただいております。(ア②)と(イ)のいずれか少ない量に特定事業者責任比率を掛けた量を、特定分別基準適合物毎の再商品化義務総量という形にしております。

続きまして、特定容器比率の説明に移らせていただきます。この特定容器比率でございますが、特定分別基準適合物毎の再商品化義務総量のうち、特定容器の占める割合を排出見込量の比により算出したというものになっております。先ほどの特定事業者責任比率と同様の考え方に基づいて、2つの調査の結果を2ヶ年の平均を取る形で算出しているというものになります。数値案は表2の通りとなっております。こちらの数字はプラスチック製容器包装の特定容器比率が前年度と比べて1.7ポイント増という形になっております。

続きまして、業種別比率についてご説明させていただきます。5ページ(資料2)になりますが、先ほど説明した特定事業者責任比率と同様に、実態調査と分類調査の結果を用いて、容器毎に各業種の排出量を全業種の排出量で割り、2つの調査結果から算出された値の平均を取り、さらにその平均値を2年平均しまして各分別基準適合物の各業種の割り当てる比率を求めているということになっております。ここからのご説明については、昨年度から比較的大きく変動した項目について、かいつまんでご紹介させていただきたいと思っております。こちらの業種別比率の点ですが、茶色のガラス製容器の清涼飲料製造業はおおよそ3.8ポイント増加しているというところになります。茶色のガラス製容器の医薬品製造業についてはおおよそ3ポイント減という形になっております。茶色のガラス製容器の清涼飲料製造業では実態調査、分類調査のいずれも単年度では昨年度比で減少したものの、一昨年の値が低かったということもありまして昨年、今年と2年平均した値として増加いたしました。医薬品製造業については実態調査、分類調査のいずれも、単年度では昨年度比で増加しておりますが、一昨年の値が高かったということもありまして昨年度、今年と2年平均した値として減少の結果となっております。

続きまして、6ページ(資料2)に移らせていただきます。紙製容器、プラスチック製容器の業種比率をお示ししております。紙製容器の食料品製造業についてはおおよそ2.3ポイント増加しております。実態調査分類調査でいずれも増加の結果となっております。

業種別比率の説明は以上になりまして、続きまして7ページ(資料2)に業種別の特定容器利用事業者比率を算出しております。業種別特定容器利用事業者比率は利用・製造等実態調査において特定容器を利用した商品の販売額と、特定容器の販売額の比率で算出しております。数値案は表4の通りとなっております。少し内容を見ていきますと無色のガラス製容器の酒類製造業の利用については比率が約1.3ポイント減少となっております。こちらの実態調査、分類調査いずれも今年の値が減少しておりまして、2年平均値も減少の結果となっております。またその他の色のガラス製容器の清涼飲料製造業の利用についても比率が約2.3ポイント減少しているということになっております。こちらも実態調査、分類調査は

いずれも今年の値が減少しておりまして、2年平均した値としても減少の結果ということになっておりました。

8 ページ（資料2）に、紙製容器とプラスチック製容器の比率を掲載しております。こちらは昨年度と比較しまして、大きな変動はなかったと見ております。

ここで一旦2ページ目に戻っていただきまして、ここまでがAからEまでのパラメータの算出についてご紹介して参りました。これらの数値を掛け合わせることで、業種区分毎の再商品化義務量が算出されてくるということになりまして、次に右側の分数の部分についてご説明いたします。分数の個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出量見込量については、排出見込量を各特定事業者に実際に申告していただくという形になっているのですが、排出見込量の算出方法としては、容り法上、自主算定方式と簡易算定方式の2種類があります。各特定事業者が排出見込量を算定する際に販売する商品に用いる、または製造する容器包装の量から事業用として用いる部分、言い換えると他の容器包装廃棄物として家庭用から排出されない量ということになりますが、これを控除できるということになっておりまして、こちらの事業用として用いる部分を、帳簿上でしっかりと量として管理できている事業者については、自主算定方式を採用してもらっているという形になっております。簡易算定方式については、家庭向けに排出されると見込まれる量を簡易に算定するために、事業活動で用いられるなど、一般廃棄物にならない容器包装の割合を事業経費率としまして主務大臣が特定分別基準適合物毎、業種区分毎に定めまして、排出見込量を算出することとしているという形になっております。

9 ページ（資料2）に、この簡易算定方式に用いられる事業系比率を表5として示しておりまして、基本的には自主算定方式を推奨しているところですが、そういった観点から簡易算定方式において、数値については5%単位で切り下げているということになります。資料中、一部0と記載している部分ございますが、こちらは完全に事業系比率がないというわけではなく、5%未満となって簡易算定方式の値が0%となっていることを示しているというものになっております。医薬品製造業における無色のガラスびんの利用と製造等については10ポイント増という形になっております。実態調査の単年度では昨年度比で減少し、分類調査の単年度比では、昨年度比で増加しているということでしたが、一昨年の値がそれぞれ低かったということもあり、昨年と今年の前平均値を出してみると結果として増加したということになっております。

10 ページ（資料2）に紙製容器とプラスチック製容器の比率を掲載させていただいておりまして、昨年度と比べて大きな変動はなかったというふうに見ております。

最後に業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量の年間総量をお示ししております。こちらの値につきましてもこれまでご紹介した量、比率と同様、今年度の実態調査と分類調査から当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量を算定しまして、2つの調査結果の平均値を取り、また2年間の平均を取って算出しているというものになっております。食料品製造業の無色のガラスびんの利用については実態調査、分類調査いずれも減少しておりまして、利用についてはおよそ18,000t、製造についてはおよそ14,000t減少しているということになっております。また清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業の茶色のガラスびんの製造についてはおよそ10,000t増加、それから医薬品製造業の茶色のガラスびんの利用についてはおよそ16,000t、製造についてもおよそ14,000t減少しているということが見えております。あとペットボトルの清涼飲料製造業についても、それぞれ利用が53,000t、製造がお

よそ 43,000 t 減少しています。こちらは実態調査、分類調査ともに排出見込量が減少する結果となりました。

12 ページ（資料 2）ですが、プラスチック製容器と紙製容器を表示させていただいておりまして、小売業におけるプラスチック製容器の製造等事業者については、この調査では減少の回答がありまして、およそ 17,000 t の減少になっています。再商品化義務の算定にかかる量、比率についての説明は以上となります。

○斉藤座長 どうもありがとうございました。それではただいま岡田課長補佐からご説明のありました内容についてご質問ご意見等があればお願いしたいと思いますので、ご発言をご希望される方は、恐縮ですが挙手ボタンを押していただければと思います。今回ご審議していただく内容については、この資料 2 の 1～2 ページに書かれている A から G、表 1～6 までです。では挙手がありました田中委員よりご発言をお願いいたします。

○田中委員 ガラスびん 3R 促進協議会の田中でございます。ご説明ありがとうございます。毎年発言をさせていただいているところでございまして、今回の審議の対象であります量と比率については、説明された値が妥当かどうか、なかなか判断がつかないというところがございます。事前にいただいた資料を参照し、それぞれ自主算定方式に並びに簡易算定方式で、算定係数の試算をしてみました。その結果ですが、昨年、一昨年と同様、その他の色につきまして、利用事業者分の算定係数は、自主算定方式のものほどの業種も 1 を超えているという結果になりました。また簡易算定方式では 4 業種、過半の業種で 1 を超えているという状況になりました。算定係数が 1 を超過することは特定利用事業者が排出する容器包装廃棄物の排出見込量よりも再商品化義務量が多くなることであり、容器包装リサイクル制度（以下、容リ制度）の主旨にそぐわないのではないかと考えております。これについて何かご説明いただければと思います。以上です。

○斉藤座長 ありがとうございます。ただいまの田中委員のご質問、ご意見について、事務局から回答があればお願いしたいと思います。いかがですか。

○岡田課長補佐 算定係数が 1 を超えてしまっているというところは私達も確認はしております。これは算定方法の計算の仕方のところもあるとは思いますが、今後、引受量の増加要因のひとつとして、ガラスびんのその他の色の排出量が増加することが考えられます。委員からご指摘いただいた内容については次回の再商品化計画更新時に考慮すべき事項として今後考えていきたいなと思っております。以上になります。

○斉藤座長 ありがとうございます。田中委員、何か追加でご発言等があればお願いいたします。

○田中委員 ご説明ありがとうございました。昨年度から分別収集見込総量から市町村独自処理予定量を差し引いた形になりまして、一昨年よりも 1 を超えている状態が緩和をされたというふうに認識をしております。ただ来年度また新たな調査によりまして、再商品化見込量が更新されるかと思料してございますので、ぜひその調査に際しましては、前回、前々回

と申しましたように、実際の色別のウェイトを加味した上で、妥当性のある調査結果の数値となっているかというところをぜひご検討いただくことを要望したいと思います。

またご説明の中に設けられておりましたように、実はガラスびんの色別の出荷量の構成比と分別収集見込総量の色別の構成比を比較してみますと、その他の色は約17%、分別収集見込総量の方が多くなっております。原因として、色別の選別の精度の問題が関係しているのではないかなというふうに推測しているところがございますので、今回の値等には直接関係ないかもしれませんが、容リ制度全体の考え方からしますと、ぜひ自治体の色別の選別精度向上をきちんと進めていただけたらと思っております。以上2点要望いたします。

○斉藤座長 はい、ありがとうございます。何か追加であればお願いします。

○岡田課長補佐 市町村によっては、消費者が分別しても、収集、選別段階でその他の色のガラスびんの中に無色、茶色のガラスびんが混入してしまっているという指摘もございます。この点についてはやはり市町村が引き取るびんの品質や、リサイクル率の向上のため、日本容器包装リサイクル協会とも問題意識というのは共有しておりまして、今後も関係する者とともに市町村での選別による破碎の防止や色別の分別収集の徹底などの理解と協力を求めていく取組を進めていくようにしていきたいと考えております。

○斉藤座長 はい、ありがとうございました。他にご質問、ご発言等ご希望される委員の方いらっしゃいましたらお願いいたします。では特に他の委員からご質問はないようですね。ありがとうございました。今回、田中委員の方からご指摘をいただきました件については今後精査させていただくということで対応させていただきたいと思っております。また今回、事務局から提示のありましたものについて特にご異論なければ、量、比率等についてご了承いただいたものとして取り扱わせていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

○一同 異論なし

○斉藤座長 よろしかったということで、承りました。ありがとうございました。それではこの形で進めさせていただきたいと思っております。ご協力ありがとうございました。それでは最後に事務局より連絡事項等あればお願いいたします。

○田中課長 座長、ありがとうございます。委員の皆様、本日はご審議を賜りまして誠にありがとうございました。本日のご指摘を踏まえまして、今後の検討に加えていきたいと思っております。本日いただいた量、比率に基づいて来年度の執行というところに事務局としても努めてまいりたいと思っております。

本日の議事録、議事要旨につきましては事務局で取りまとめを行いまして、委員の皆様にご確認をいただきました後にホームページに掲載をさせていただきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

○斉藤座長 ありがとうございます。それでは以上で本日の議事を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

以上